

# 軽油引取税納付申告書

(令和 年 月 日 ~ 月 日分)

受付印

令和 年 月 日

宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理区分
		00		
発信年月日		申告年月日		
通信日付印	確認印			
個人番号又は法人番号		(右詰で記載)		
納税者の氏名又は名称		この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号		電話 ( )
納税者の住所又は所在地				

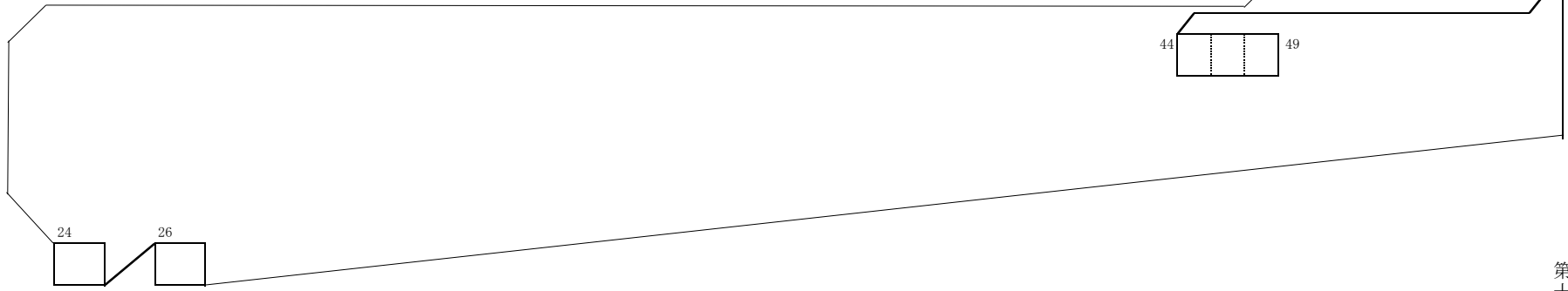
令和 年 月分

課税の区分	数量	課税の区分	数量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量 ①	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑯
	控除分 ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ②		⑯のうち免税用途に供した軽油の数量 (免税用途：用) ⑰
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ③		⑰-⑱のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑲
	差引計 ①-②-③		⑰-⑱のうち既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油税の数量 ⑳
(イ) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④	(ロ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量 (ロ)
	控除分 ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑤	(ハ) 免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 (ハ)
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑥	(ニ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量 ㉒
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑦		控除分 ⑱-㉓のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ㉓
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ⑧		⑱-㉓のうち既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油税の数量 ㉔
差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧	差引計 ㉒-㉓-㉔	(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量 (ケ)
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る)	消費した炭化水素油の数量 ⑨	合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)	
	控除分 ⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑩	③	
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ⑪	納付すべき軽油引取税額 15 円 × ㉕	
差引計 ⑨-⑩-⑪			
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量 ⑫	添付免税証 枚 ( リットル分)	
	控除分 ㉕のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑬		
	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭		
	⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 ⑮		
差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮			

第十六号の十二様式(提出用) (用紙日本工業規格A4) (第八条の二十八関係)

1	7	17	22	23	28	30	30
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理区分	
161200			00	00			

44	.....	49
----	-------	----



24

26

28	30	43
01		
02		
03		
04		
05		
06		
07		
08		
09		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		

28	30	43
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
	33	
28	30	41

第十六号の十二様式（入力用）（用紙日本工業規格A4）（第八条の二十八関係）

# 軽油引取税納付申告書

(令和 年 月 日 ~ 月 日分)

受付印

令和 年 月 日

宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理区分
		00		
発信年月日		申告年月日		
通信日付印	確認印			
個人番号又は法人番号		(右詰で記載)		
納税者の氏名又は名称		この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号		電話 ( )
納税者の住所又は所在地				

令和 年 月分

課税の区分	数量	課税の区分	数量
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量 ①	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑬
	控除分 ①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ②		⑬のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途) ⑭
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ③		⑭-⑮のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑯
	差引計 ①-②-③ (ア)		⑭-⑮のうち既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油税の数量 ⑰
(イ) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④	(ロ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量 (ロ)
	控除分 ④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑤	(キ) 免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 (キ)
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑥	(ク) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量 ⑲
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑦		控除分 ⑲-⑳のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ㉑
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ⑧		⑲-⑳のうち既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油税の数量 ㉒
	差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧ (イ)		差引計 ⑲-⑳-㉑-㉒ (ク)
(カ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行した分に限る)	消費した炭化水素油の数量 ⑨	(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量 (ケ)
	控除分 ⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑩	合計 (ア)+(イ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)	⑳
	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課せられるべき揮発油の数量 ⑪		
差引計 ⑨-⑩-⑪ (カ)	納付すべき軽油引取税額	15 円 × ㉓	円
(コ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅したときに軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量 ⑫	添付免税証 枚 ( リットル分)	
	控除分 ⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課せられるべき軽油の数量 ⑬		
	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭		
	⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 ⑮		
差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮ (コ)			

第十六号の十二様式(控用) (用紙日本工業規格A4) (第八条の二十八関係)

軽油引取税納付申告書

(〇〇年4月1日～4月30日分)

受付印

令和 〇〇年5月31日

※  
処理  
事項

事業者コード <b>451110001</b>	事務所コード <b>45001</b>	処理区分 <b>00</b>
----------------------------	------------------------	-------------------

処理区分は「00」を記入してください。

記入例

発信年月日	確認印
通信日付印	

宮崎県に提出する場合は、「45001」を記入して

第十六号の十二様式（提出用）

宮崎県宮崎県税・総務事務所長 殿

個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右語で記載)
納税者の氏名又は名称	A石油株式会社 代表取締役 ○○○○													この申告に回答する係及び氏名並びに電話番号
納税者の住所又は所在地	宮崎市橘通東〇-〇-〇													経理係 ○○○○ (電話 〇〇-〇〇〇〇)

年及び月は、2桁で記入してください。  
〇〇 年 04 月分

特別徴収義務者が自己の保有に係る軽油を自ら消費した場合は、(オ)欄に当該消費数量を記載の上、申告納付してください。

課税の区分	数量	課税の区分	数量
(7) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	<p>第144条の2第3項</p> <p>販売した燃料炭化水素油の数量</p> <p>①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>①-②-③</p>	(イ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	<p>⑯のうち免税用途に供した軽油の数量 (免税用途： )</p> <p>⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>⑯-⑰のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>⑯-⑰のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>差引計 ⑯-⑰-⑱-⑲</p>
(イ) 石油製品販売業者が軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	<p>第144条の3第1項第1号、2号</p> <p>販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量</p> <p>④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>⑤-⑥-⑦-⑧</p>	(ロ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	<p>⑳のうち免税用途に供した軽油の数量 (免税用途： )</p> <p>⑳のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>⑳のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>差引計 ⑳-㉑-㉒-㉓</p>
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合 (道路を運行した分に限る。)	<p>第144条の2第4項</p> <p>消費した炭化水素油の数量</p> <p>⑩のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>⑩のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>⑨-⑩-⑪</p>	(ハ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	<p>㉔のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>㉔のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>差引計 ㉔-㉕-㉖</p>
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合 (引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	<p>第144条の2第5項</p> <p>消費した炭化水素油の数量</p> <p>⑩のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>⑩のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>⑨-⑩-⑪</p>	(ニ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	<p>㉗のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>㉗のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>差引計 ㉗-㉘-㉙</p>
(オ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合 (引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	<p>第144条の2第6項</p> <p>所有に係る軽油の数量</p> <p>⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量</p> <p>⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量</p> <p>差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮</p>	(ホ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	<p>㉚のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量</p> <p>㉚のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量</p> <p>差引計 ㉚-㉛-㉜</p>
合計 (7)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(ロ)+(ハ)+(ク)+(ケ)		合計 (7)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(ロ)+(ハ)+(ク)+(ケ)	
		15円×②	
		100.000	
		1.500 円	

「課税の区分」欄に記載された事由のいずれかに該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該都道府県知事に納付する義務があります。

「課税の区分」	「申告者提出期限」	「納税地」
(7)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ロ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した都道府県
(ハ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した都道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

(円分)